

第 2 章 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

条 文	処 分 内 容	処 分 機 関 標準処理期間
法第 3 条第 1 項	農地等の権利移動の許可	農業委員会 4 週間
法第 4 条第 1 項	農地転用の許可 農業委員会に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 43 条に規定する都道府県 機構（以下、「県機構」という。）の意見を聴かない事案）	農業委員会 4 週間
	農地転用の許可 （県機構の意見を聴く事案）	農業委員会 6 週間
法第 5 条第 1 項	農地等の転用のための権利移動の許可 （県機構の意見を聴かない事案）	農業委員会 4 週間
	農地等の転用のための権利移動の許可 （県機構の意見を聴く事案）	農業委員会 6 週間
法第 18 条第 1 項	農地等の賃貸借の解約等の許可	農業委員会 230 日